

我孫子市立小中学校通学区域に関する事項の
一部見直しについて

答 申

平成29年11月

我孫子市通学区域審議会

平成29年11月 6日

我孫子市教育委員会 様

我孫子市通学区域審議会
会長 青木 章

我孫子市立小中学校通学区域に関する事項の一部見直しについて（答申）

本審議会は、平成29年9月14日付け教学第536号「我孫子市立小中学校通学区域に関する事項の一部見直しについて」により、以下の3点について諮問を受けた。

- (1) 根戸小学校・久寺家中学校の通学区域の一部と我孫子第四小学校の通学区域の一部で実施している学校選択制度を平成31年度以降廃止すること。
- (2) 我孫子中学校の通学区域の一部を久寺家中学校の通学区域に改正すること。
- (3) 湖北小学校の通学区域の一部を湖北台西小学校の通学区域に改正すること。また、湖北中学校の通学区域の一部を湖北台中学校の通学区域に改正すること。

本審議会では、上記の諮問に対し、会議を開催して諮問書に付された資料や貴教育委員会からの説明も踏まえ、慎重に審議を重ねてきた。

これまで2回の審議を経て本審議会としての意見をまとめたので、次のとおり答申する。

＜諮問事項 1＞

根戸小学校・久寺家中学校の通学区域の一部（我孫子2丁目1～7番、我孫子2丁目8番8～99号、我孫子3丁目5～11番、我孫子3丁目36番1号）と我孫子第四小学校の通学区域の一部（緑1丁目1～3番、我孫子1丁目1～21番、我孫子4丁目）で実施している学校選択制度を平成31年度以降廃止すること。

① 審議の経緯

根戸小学校・久寺家中学校の過大規模校化や教室不足解消などを目的に、過去の審議会の答申を踏まえ教育委員会が策定した「我孫子市立小中学校通学区域見直し実施計画」により、平成25年度から学校選択制度を導入した。

この計画期間は、平成25～30年度と定められている。また、学校選択制度の受入校である我孫子第四小学校・白山中学校の通学区域内で開発行為や集合住宅建設が進んでいることも踏まえ、これまでの実績や各小中学校の規模、教室の状況、将来の児童生徒数の推移などを勘案し、平成31年度以降の学校選択制度について審議した。

② 審議の結果

根戸小学校・久寺家中学校の通学区域の一部（我孫子2丁目1～7番、我孫子2丁目8番8～99号、我孫子3丁目5～11番、我孫子3丁目36番1号）と我孫子第四小学校の通学区域の一部（緑1丁目1～3番、我孫子1丁目1～21番、我孫子4丁目）で実施している学校選択制度を平成31年度以降廃止する。

【付帯意見】

- ・我孫子第四小学校、白山中学校では、教室不足の懸念が解消するまで、学区外就学や区域外就学での受入れを制限することはやむを得ないが、入学時、兄弟が選択校に就学しているときは配慮すること。

< 諮問事項 2 >

我孫子中学校の通学区域の一部（我孫子1104番地の1、我孫子1104番地の3～9999、我孫子1106～1107番地の1、我孫子1107番地の3～1108番地の1、我孫子1108番地の3～1154番地の4、我孫子1154番地の6～1592番地、我孫子1594～1671番地の2、我孫子1671番地の4～1681番地、柴崎1～51番地、柴崎60～65番地、柴崎104番地、柴崎109～117番地、並木8～9丁目）を久寺家中学校の通学区域に改正すること。

① 審議の経緯

並木小学校から進学する中学校は、我孫子中学校、久寺家中学校、白山中学校の3校であるが、複数の中学校に進学するのは並木小学校だけであり、特に我孫子中学校に進学する児童は少数で、対象者は学区外就学をすることが多い状況である。また、教育委員会では小中一貫教育の取り組みを進めている。

このような現状や久寺家中学校の規模、教室の状況、将来の生徒数の推移などを勘案し、通学区域の見直しを検討した。

② 審議の結果

平成31年4月から、我孫子中学校の通学区域の一部（我孫子1104番地の1、我孫子1104番地の3～9999、我孫子1106～1107番地の1、我孫子1107番地の3～1108番地の1、我孫子1108番地の3～1154番地の4、我孫子1154番地の6～1592番地、我孫子1594～1671番地の2、我孫子1671番地の4～1681番地、柴崎1～51番地、柴崎60～65番地、柴崎104番地、柴崎109～117番地、並木8～9丁目）を久寺家中学校の通学区域とする。

【付帯意見】

- ・通学区域を変更する場合は、保護者に対し説明の機会を設けること。
- ・新たな通学路については、安全性を検証し、必要に応じて対策を講じること。
- ・自転車通学を許可するときは、駐輪場の整備等も配慮すること。
- ・当面の間は、移行期間と位置付け、学区外就学などの柔軟な対応を図ること。また、入学時に兄弟が久寺家中学校以外に就学しているときは、配慮すること。

< 諮問事項 3 >

湖北小学校の通学区域の一部（中峠台1～12番地、中峠台17～9999番地）を湖北台西小学校の通学区域に改正すること。また、湖北中学校の通学区域の一部（中峠台1～12番地、中峠台17～9999番地）を湖北台中学校の通学区域に改正すること。

① 審議の経緯

中峠台では、7割を越える児童生徒が学区外就学により湖北台西小学校・湖北台中学校に就学している。

このような現状や各校の規模、教室の状況、将来の児童生徒数の推移などを勘案し、通学区域の見直しを検討した。

② 審議の結果

平成31年4月から、湖北小学校の通学区域の一部（中峠台1～12番地、中峠台17～9999番地）を湖北台西小学校の通学区域とする。また、湖北中学校の通学区域の一部（中峠台1～12番地、中峠台17～9999番地）を湖北台中学校の通学区域とする。

【付帯意見】

- ・現在の指定校である湖北小学校、湖北中学校は比較的定員に余裕があることから、保護者の意向に応じ、学区外就学などの柔軟な対応を図ること。また、入学時に兄弟が就学しているときは、配慮すること。

<全体に関わる付帯意見>

- ・特別支援学級の学級数にも留意すること。
- ・全小中学校において「魅力ある学校づくり」を推進すると共に、各校の魅力・特色のアピールに努めること。
- ・通学経路の安全確保に努めること。

お わ り に

本審議会の審議を通じて、各委員から、それぞれの立場で意見が出されたが、いずれも子どもたちの充実した学校生活を願ったものである。

本審議会の答申を踏まえ、付帯意見も参考に良好な教育環境づくりをすることを要望する。

また、市内西部地区では引き続き教室不足が懸念される学校がある一方で、東部地区では児童生徒数が減少している状況である。このような社会情勢の変化に対応できるよう、教育委員会においては、課題の整理や先進的な取り組みについての情報収集などを行い、見直しを必要とする場合は、通学区域審議会に諮問するなど、常に本市における通学区域が適正なものとなるよう期待する。